

「特殊車両通行許可証」等の内容は、走行前に把握を！

- 車両制限令取締では、ドライバーの方から「特殊車両通行許可証」又は「登録車両の通行に関する回答書」をご提示いただき、係員が内容を確認します。
- スムーズなご通行のため、**運行管理者、ドライバーの皆様が事前に許可・回答の内容を把握**いただくようご協力をお願いします。

【特殊車両通行許可証】 高速道路での車両制限令取締では、次の点を確認します。

(許可証の記載内容は例です。)

特殊車両通行許可申請書 (新規)

令和〇〇年〇〇月〇〇日

住所 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地

会社名・氏名 〇〇運輸株式会社 〇〇営業所

代表者名 TEL

担当者名 TEL

事業区分 区域

積載貨物	幅	高さ	長さ
	280cm	300cm	900cm
	品名	建設機械	

車両諸元	総重量	最遠軸距	最小隣接軸距	隣接軸重	長さ
	25,000 kg	712 cm	137 cm	16,600 kg	1,170 cm
車両諸元	幅	高さ	最小回転半径	最大軸重	最大輪荷重
	280 cm	410 cm	960 cm	8,390 kg	4,200 kg

軸種数 1

通行区分 往復 通行経路数 70

更新又は変更経緯

更新 車両台数 総通行経路数 変更事由

特殊車両通行許可証 認定書

上記の通り許可認定する。ただし、別紙の条件に従うこと。

許可証の有効期限 自: 令和〇〇年〇〇月〇〇日 道路管理者 独立行政法人 日本高速道路保有・債務返済機構

認定書 至: 令和〇〇年〇〇月〇〇日 理事長 〇〇〇〇

(1) 許可証又は認定書(以下「本証」)の取扱いの注意事項
 1. 本証の交付を受けた者は、通行する車両に備え付けなければならない。
 2. 本証は、本証に記載された事項を遵守しなければならない。
 3. 本証は、本証に記載された事項を遵守しなければならない。厳守しなければならない。
 4. 本証は、本証に記載された事項を遵守しなければならない。厳守しなければならない。
 5. 本証は、本証に記載された事項を遵守しなければならない。厳守しなければならない。
 6. 本証は、本証に記載された事項を遵守しなければならない。厳守しなければならない。
 7. 本証は、本証に記載された事項を遵守しなければならない。厳守しなければならない。
 8. 本証は、本証に記載された事項を遵守しなければならない。厳守しなければならない。
 9. 本証は、本証に記載された事項を遵守しなければならない。厳守しなければならない。
 10. 本証は、本証に記載された事項を遵守しなければならない。厳守しなければならない。

【車両番号】
 ✓ 許可証(車両内訳書)に記載されたトラック、トレーラですか?

【積載貨物】
 ✓ 積載貨物が分割できない場合、記載どおりの貨物を積載していますか?

【車両諸元】
 ✓ 許可証に記載された値以内ですか?

※「総重量」とは、「車両重量」「乗車人員」「積載量」の総和です。
 「長さ」「幅」「高さ」には、積載貨物を含みます。

【通行条件】
 ✓ 許可証別紙の条件を満たしていますか?

通行経路表

枚数順番号 〇

受付許可番号: ●●●●第〇〇〇〇号

大型車誘導区間完結:

経路番号	通行区分	出発地住所	目的地住所
1	往復	●●県●●市●●	●●県●●市●●

路線名	一般都道府県道 ●●県道 ●●市道	指定市道 ●●市〇〇路線	一般国道 〇〇路線
交差点名 (出発地)	#.....	#.....	#.....

路線名	一般国道 〇〇路線	一般国道 16号線 複線 (1)	一般国道 16号線 複線 (5)	高速自動車国道 1号線 東名高速道路
交差点名	#.....	# 5 3 3 9 2 3 1 7 8 3	# 5 3 3 9 2 3 1 6 5 8	横浜町田インター# 5 3 3 9 2 3 1 6 5 8 駒場ジャンクション# 5 3 3 9 2 3 1 6 5 8

路線名	高速自動車国道 1号線 東名高速道路	高速自動車国道 ●●自動車道	一般国道 〇〇路線
交差点名	横浜町田ジャンクション# 5 3 3 9 2 3 1 6 5 8	●●インター#.....	#.....	(目的地)

大型車誘導区間完結:

経路番号	通行区分	出発地住所	目的地住所
2	往復	●●県●●市●●	●●県●●市●●

路線名
交差点名 (出発地)	#.....	#.....	#.....

路線名
交差点名	#.....	#.....	#.....

【有効期限】
 ✓ 許可証は有効期限内ですか?

【通行経路】
 ✓ 出入りするIC・出入口は、許可証に添付されている通行経路表どおりですか?

(例)

一般国道 16号線 複線 (1)	一般国道 16号線 複線 (5)
# 5 3 3 9 2 3 1 7 8 3	横浜町田インター# 5 3 3 9 2 3 1 6 5 8

この場合、一般国道16号から横浜町田ICを利用し、東名に流入することができます。



「特殊車両通行許可証」等の内容は、走行前に把握を！

- 車両制限令取締では、ドライバーの方から「特殊車両通行許可証」又は「登録車両の通行に関する回答書」をご提示いただき、係員が内容を確認します。
- スムーズなご通行のため、**運行管理者、ドライバーの皆様が事前に許可・回答の内容を把握**いただくようご協力をお願いします。

【特殊車両の通行に関する回答書】 高速道路での車両制限令取締では、次の点を確認します。

(回答書の記載内容は例です。)

登録車両の通行に関する回答書

令和●年●月●日

○○運輸株式会社
○○ ○○殿

(指定登録確認機関)

令和●年●月●日 付け回答番号第 ●●-●●●● 号で確認の求めのあった件について、下記のとおり回答します。

記

1. 通行可能経路の有無及び通行可能経路が有る場合はその内
通行可能経路：あり (別紙「通行可能経路マップ」を確認のこと)

2. 通行可能経路の通行に係る通行時間その他の通行方法

通行可能期間：令和●年●月●日から1年間

通行時間、通行方法の定めがある箇所は、別紙「通行可能経路マップ」や別紙「通行経路条件一覧」を確認のこと。通行条件に対応する通行方法については、別紙「通行条件の区分」を確認のこと。

バラ積み：可

通行時間は、21時から6時までとする。
(別紙「通行経路条件一覧」に通行時間帯が記載されている区間又は箇所)

また、交通混雑が予想される市街地等を通行する場合は、当該区間の交通混雑を避けて通行すること。
通行可能経路は、原則、左側端から数えて一番目の車両通行帯 (登坂車線が設けられている区間については登坂車線) を通行すること。

幅2.5mを超える場合、料金所の通過に当たっては、以下を条件とする。

- ・高速自動車国道を通行する場合、特大車レーン (最左側レーン) を通行するとともに、料金所係員の指示に従うこと。
- ・本州四国連絡高速道路を通行する時は必ず2日前までに本州四国連絡高速道路 (株) の管理センター管理営業課に予め連絡し、料金所の通過方法についてその指示を受けること。

【車両諸元】
✓ 登録し、回答を受けた値以内ですか？

※総重量等の車両諸元は回答書の書面には記載されていませんが、係員が国土交通省のシステムにより確認を行います。

通行経路条件一覧

区間番号	区間名称	種別	通行可能期間	通行可能時間	通行可能重量	通行可能長さ	通行可能幅	通行可能高さ	通行可能積載	通行可能積載	通行可能積載	通行可能積載
001	区間1	001	00	00	00	00	00	00	00	00	00	00
002	区間2	002	00	00	00	00	00	00	00	00	00	00
003	区間3	003	00	00	00	00	00	00	00	00	00	00
004	区間4	004	00	00	00	00	00	00	00	00	00	00
005	区間5	005	00	00	00	00	00	00	00	00	00	00

【有効期限】
✓ 通行可能期間内ですか？

【通行条件】
✓ 条件を満たしていますか？

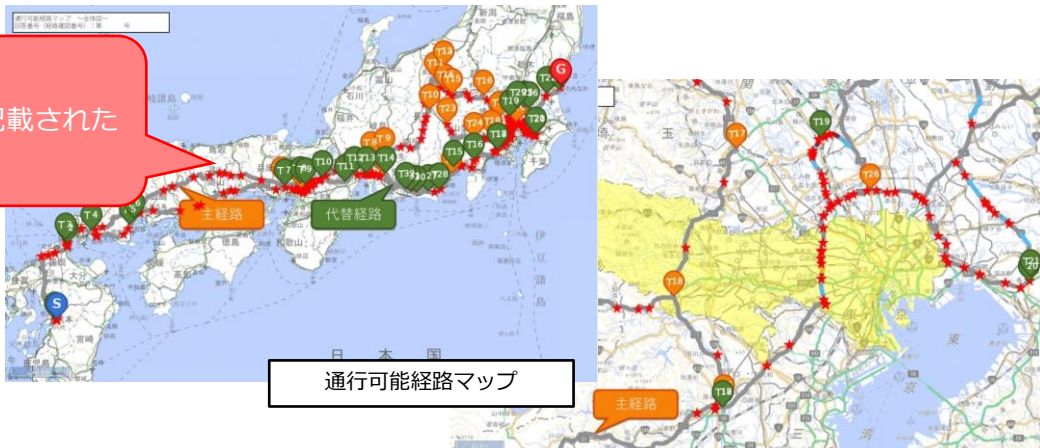
経路確認時の車両一覧表

区間番号	車種	種別	自動車登録番号	車名	型式	車載管理番号	ASL-ID	重量測定方法	車両登録有効期限
001	トラック	普通	品川 100A-0000	●●●●●●	●●●●●●	00000000	000	000	0000.00.00
002	セミトレーラ	普通	品川 100B-0000	●●●●●●	●●●●●●	00000000	000	000	0000.00.00
003	セミトレーラ	普通	品川 100C-0000	●●●●●●	●●●●●●	00000000	000	000	0000.00.00

経路確認時の車両一覧表

【車両番号】
✓ 経路確認時の車両一覧表に記載されたトラック、トレーラですか？

【通行経路】
✓ 通行可能経路マップに記載された通行経路ですか？



※通行可能経路の詳細については、係員が国土交通省のシステムをかわせて参照の上確認を行うことがあります。

